

2019(令和元)年7月7日
日本教育政策学会第26回大会(秋田大学)
自由研究発表

指導教諭制度の現状と課題 —都道府県・政令指定都市への 質問紙調査をもとに—

押田貴久(兵庫教育大学)
oshida@hyogo-u.ac.jp

1. はじめに

- 指導教諭は、2007(平成19)年の学校教育法改正により新たに設けられた職であり、同法第37条第10項では「指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定している。

2

1. はじめに

- 新たな職としての「指導教諭」に関する先行研究として、川口(2010)は、「新たな職」が法制化される中での配置実態とそれをめぐる教育委員会の動向や対応を分析している。
- 導入2年目の2009年度の状況について、「指導教諭の配置は、全体傾向として消極的であるといえ、以前よりいわゆる『スーパーティーチャー』制度を採用している自治体であっても、配置していない自治体が多い」とし、その要因を群馬県と山口県を事例に分析しており、主幹教諭と異なり加配措置がなされていないことが背景にあることを明らかにしている。
- 但し、その後の状況はフォローされていない。

3

1. はじめに

- 押田(2019)では、指導教諭の配置と職務を調査報告してきたが、全国の都道府県・政令指定都市における実態を把握し切れていない。
- そこで本報告では、2007(平成19)年の学校教育法改正により導入された指導教諭制度の現状と課題について、報告者が2019(平成31)年2月に実施した都道府県・政令指定都市への質問紙調査をもとに検討する。

4

2. 指導教諭の配置状況

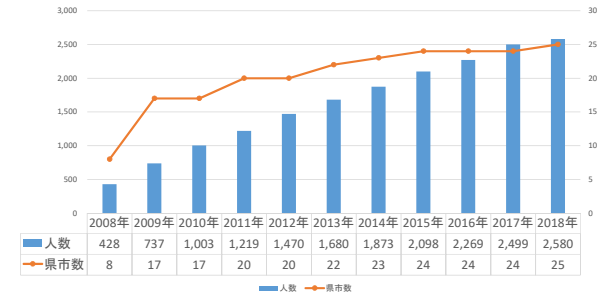
全国の指導教諭の配置状況

- 導入当初の2008(平成20)年度には8県市で428人
- 2018(平成30)年4月1日現在, 全国67都道府県・政令市のうち25都府県市(約37%)に2,580人配置されている。(主幹教諭は、57都道府県市に21,228人)
 - 岩手県, 東京都, 石川県, 三重県, 京都府, 大阪府, 岡山県, 広島県, 徳島県, 香川県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 相模原市, 京都市, 大阪市, 堺市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市

5

2. 指導教諭の配置状況

図1: 指導教諭配置の推移



出典: 文部科学省『公立学校教職員の人事行政状況調査について』より筆者作成

6

表1: 平成30年度都道府県校種別の指導教諭配置状況(抜粋)

No.	都道府県	合計	小	中・高	高・等	特支	備考
	合計	2,580	1,192	713	535	140	
3	岩手県	88	21	18	38	11	
13	東京都	329	143	70	83	33	
17	石川県	15	9	6			
24	三重県	95	68	27			
26	京都府	37	14	8	12	3	
27	大阪府	496	228	164	76	28	
33	岡山県	246	95	55	79	17	
34	広島県	29	6	9	12	2	
36	徳島県	121	58	32	24	7	
37	香川県	71	41	30			
39	高知県	4	1	3			
40	福岡県	164	55	19	79	11	
41	佐賀県	229	137	51	35	6	
42	長崎県	18	7	1	10		
43	熊本県	12			11	1	
44	大分県	142	65	36	41		
45	宮崎県	80	33	21	21	5	
54	相模原市	5	5				H30新設
59	京都市	28	13	10	2	3	
60	大阪市	125	66	60	7		
61	堺市	80	42	33	4	1	
63	岡山市	55	27	28			
64	広島市	4	2	1		1	
65	北九州市	63	32	23	6	8	
66	福岡市	44	22	18	1	3	

出典: 文部科学省『平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査について』より筆者作成

7

2. 指導教諭の配置状況

- 小・中・高・特別支援の各学校(13都府県市)
岩手県, 東京都, 京都府, 大阪府, 岡山県, 広島県, 徳島県, 福岡県, 佐賀県, 宮崎県, 京都市, 堺市, 福岡市
 - 義務制学校のみ(5県市):
石川県, 三重県, 香川県, 高知県, 岡山市
 - 小学校のみ(1県): 相模原市
 - 小・中・特支(2市): 広島市, 北九州市
 - 小・中・高(3県市): 長崎県, 大分県, 大阪市
 - 県立学校のみ(1県): 熊本県
- 都道府県市による配置方針の相違が考えられる。

8

3. 都道府県・政令指定都市への質問紙調査 (1)調査の概要

- 2019(平成31)年2月に「指導教諭制度に関する質問紙調査(都道府県・政令指定都市)」を行った(郵送法)。
- 質問項目は
 - 「配置の有無」,
 - 「配置校種とその理由」,「配置基準」,
 - 「登用の要件」,「選考方法」,
 - 「役割期待」,「成果と諸課題」,
 - 「未配置の理由」,「配置計画」,
 - 「配置上の諸課題」等である。

9

3. 都道府県・政令指定都市への質問紙調査 (1)調査の概要

- 回収数は41件(67件送付)で回収率61.2%である。
【内訳】
 - 都道府県は27件で57.4%
 - 政令指定都市は14件で70%
- 回収された内、指導教諭を配置しているのは15件で、配置自治体の60%にあたる(都道府県は10件、政令指定都市は5件である)。

10

3. 調査結果 A①:配置の基準

- 公立学校の教員全体の「授業力」を向上させていくため、全校種に指導教諭を配置している。
- 全ての学校種で必要とされているため。
- 全校種において指導教諭が担う役割が必要であると考えているため。
- 小学校教員の授業及び指導力の向上を図るため。

- 指導教諭の配置先については、各校種・教科ごとに配置計画数を定め、地域バランスを考慮している。
- また学校規模や若手教員が多い学校、特別支援教育などを基準としている自治体もある。

11

3. 調査結果 A②:登用する資格要件

- 【教職経験】
 - 10年以上とする回答が7件と多かった。
 - 5年という回答も1件あった。
- 【年齢】
 - 30歳:1件
 - 35歳:3件
 - 40歳:2件
 - 45歳:1件

12

3. 調査結果 A③:選考方法

- 面接審査:13
- 書類審査:9
- 授業評価:5
- 論文試験:3
- その他:6(勤務実績2, 推薦書, 集団討論など)

13

3. 調査結果 A④:役割期待

- 学校の教員として自ら授業を受け持ち, 所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ, 他の教員に対して教育指導に関する指導助言を行うため
- 所属校における指導助言や相談支援(OJT担当者)。地域等における指導助言や相談支援。授業の公開(児童生徒の学力向上)
- 教員の育成(教員に対する授業改善等の指導)。研究研修の支援(市教育センターとの連携)。近隣校と連携した研修や教育相談等の実施。
- 校内及び市町内の特別支援教育の推進

14

3. 調査結果 A⑤:成果

- 初任者をはじめとする教職経験の少ない教員の指導力・資質向上に大きく寄与。
- 授業改善に関する取組の活性化。
- 学級経営の改善, 充実に関する取組の活性化。
- 校内及び市町内の特別支援教育の推進及びその分野での専門性の向上。
- 校内研究・校内研修の活性化。
- 校内のOJTの活性化
- 学校の指導・運営体制の強化

15

3. 調査結果 A⑥:配置上の緒課題

- 職務遂行時間の確保(兼務のため, 指導教諭としての活動時間が制約される)。
- 地域, バランスに配慮しつつ, 教科や分野ごとに配置することに苦慮している。
- 大量退職期に入り, 指導教諭及び主幹教諭を担うことができる年齢及び経験をもつ教員が不足している。受験者・人材不足, 候補者の育成。

16

3. 調査結果

B①: 未配置の主な理由(複数回答)

- 「主幹教諭など指導教諭以外の職の配置を優先している」(20件・未配置回答の76.9%)
- 「指導教諭を配置する意義や効果が見だしにくい」(6件・23.1%)
- 「指導教諭を配置する財政的な余裕がない」(4件・15.4%)となっている。
- 「その他」(2件・7.7%, 財政的要因と独自制度)

17

3. 調査結果

B②: 今後の配置計画

- 今後配置する予定は2自治体で共に2020年度から
⇒配置率が40%となるが・・・。

18

3. 調査結果

B③: 配置するための課題

- 指導教諭を配置する意義や役割について検討・学校現場の理解が必要。
- 予算の確保(財政状況が厳しい折、新しい俸給に対する予算の確保が困難である)。
- 主幹教諭の配置が整っておらず、そちらの整備が優先
- 指導教諭任命による人事の硬直化(指導教諭の人事異動が制限されてしまう)。

19

3. 調査結果

C. 制度を巡る議論や国への要望

- 特になし(なし)が15件と最も多い。
- 【未配置】
- 教頭、教務主任等の連携があれば、指導教諭の配置は特に要しない。
- 主幹教諭の配置を優先している。
- 【配置】
- 指導教諭としての職務遂行時間の確保。
- 主幹教諭のように非常勤講師等による補充を要望する。
- 指導教諭の配置(教科や地域のバランス), 指導教諭の育成

20

4. おわりに

- 指導教諭制度が創設され10年経過したが、配置率は37%と少なく、都道府県・政令指定都市毎に配置の相違がある。
- 今回実施した質問紙調査で、配置している自治体からは、自校教員の授業力向上や校内研究・校内研修の活性化、OJTの推進の成果があげられた。
- 一方で配置数が少ないことによるバランスの問題や育成の課題等が指摘されている。

21

4. おわりに

- 指導教諭を配置していない主な理由としては財政的要因が大きく、加配措置のある主幹教諭を優先的に配置していることが確認できた。
- また、指導教諭配置の意義や効果が見出しにくいとの回答も寄せられた。
- 指導教諭の配置について、自治体内で議論されることも文部科学省等への要望も「特になし」との回答が多く、優先課題にもなっていない。

22

4. おわりに

- 今後の研究課題は本質問紙調査を踏まえつつ、各都道府県・政令指定都市における取組を精査すると共に指導教諭制度の意義を再検討していきたい。

23

参考文献・資料

- 押田貴久(2019)「指導教諭の配置と職務」『兵庫教育大学紀要』第54巻, pp.187-192
- 川口由美子(2010)『『新たな職』をめぐる議論と実態に関する一考察 -教育委員会の多様な対応と課題に着目して-』『学校経営研究』第35号, pp.35-60
- 文部科学省HP「平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1411825_16.pdf (最終アクセス日:2019年6月5日)

<付記>本研究はJSPS科研費 JP16K13531の助成を受けたものです。

24